

第165回奈良県都市計画審議会

1. 日時：令和元年11月7日（木）午後2時00分～午後3時00分
2. 開催場所：奈良県経済倶楽部 5階 大会議室
3. 出席者：塚口委員、岩崎委員、朝岡委員、兒山委員、増井委員、
青木委員（代理出席）、井上委員（代理出席）、遠藤委員（代理出席）、
田尻委員、中野委員、中村委員、太田委員、清水委員、平井委員、
平岡委員
4. 開催状況：傍聴者なし
5. 第1号議案 大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更について
(川西町唐院・保田地区)

報告事項1 奈良県都市計画区域マスタープランの改定について

【事務局】 ただいまから第165回奈良県都市計画審議会を開催いたします。

委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。
す。

審議に入ります前に、委員の交代について報告をいたします。お手元の委員名簿をあ
わせてごらんください。

本年7月の審議会以降、行政機関の人事異動により委員の交代がございました。本日は
欠席となっておりますが、近畿経済産業局長の米村猛委員が新たにご就任をいただい
ております。

米村委員を含め、本日の出欠状況ですが、狭間委員、三浦委員、久委員、阿部委員、米
村委員、八木委員、川口委員、森下委員、奥本委員から、それぞれ欠席のご連絡をいただ
いております。また、太田委員からは、少しおくれるとのご連絡をいただいております。

本日の審議会につきましては、委員総数24名中、現時点で14名が出席されてお
りますので、奈良県都市計画審議会条例第5条第1項の規定によりまして、本日の審議会
が有効に成立していることをご報告いたします。なお、本日の審議会には、議題に関する
幹事が出席しております。

ここで、報道関係者の皆様に申し上げますが、撮影につきましては審議に入るまでの
間とさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、ここから塚口会長に議事の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【塚口会長】 塚口でございます。

皆様には非常にお忙しい中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、ただいまから第165回奈良県都市計画審議会の議事に入りたく存じます。

まず、本日の議事録署名者でございますが、恐縮ですが、私のほうから指名させていただきます。恐れ入りますが、増井委員、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議案でございますが、次第をごらんいただきたいと思います。本日は審議事項が1件でございます。第1号議案、大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更について（川西町唐院・保田地区）についての審議でございます。議案の内容につきまして事務局から説明をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 都市計画室の八田でございます。よろしくお願いいたします。

本日ご審議いただきます議案は、先ほど会長のほうからご紹介いただきましたように、第1号議案、大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更についてでございます。対象地区は川西町唐院・保田地区でございます。

議案の説明に入る前に、お手元の資料をごらんください。まず、議案書ですが、1枚おめくりいただきまして、議事目録でございます。今回の議案を記載しております。次ページをお願いいたします。1ページ目には第1号議案について審議会会長より付議案の提出文書、次のページには知事から審議会会長への付議依頼、次の3ページ目から4ページ目には第1号議案の計画書を添付しております。これは、都市計画に定めるべき事項を表示しております。次の5ページ目には第1号議案の変更理由書を添付してございます。また、別冊になっておりますが、参考資料集には位置図や計画図などをまとめてございます。

説明のほうはお手元の資料とあわせまして、前のスクリーンで行いますので、よろしくお願いいたします。

説明の流れといたしましては、まず初めに市街化区域と市街化調整区域との区分の変更について、続きまして川西町唐院・保田地区の変更の概要、都市計画上の位置づけ、都市計画の手続についてという順にご説明いたします。その後、参考といたしまして、土地

利用計画図案と、奈良県と同時に用途地域・高度地区・地区計画を都市計画決定いたします川西町の都市計画についてご紹介させていただきます。

市街化区域と市街化調整区域との区分の変更についてでございます。区域区分の変更とはどういうことかと申しますと、法律上では、都市計画法第7条に区域区分が規定されており、第2項に市街化区域、第3項に市街化調整区域がそれぞれ規定されております。つまり、区域区分の変更とは、ある地域の区域を市街化調整区域から市街化区域へ変更したり、逆に市街化区域から市街化調整区域へ変更することでございます。また、このうち、市街化調整区域から市街化区域へ区域区分を変更することを市街化区域編入と申します。本議案はこれに該当いたします。

川西町唐院・保田地区の変更の概要でございます。まず、位置図でございます。ごらんの図面の上が北となっております。今回、市街化区域に編入を予定しております区域は図の赤線で囲んでおります部分で、面積は約26.3ヘクタールでございます。対象地区は磯城郡川西町の西部に位置し、平成26年に開設しました西名阪自動車道の大和まほろばインターチェンジの南西約3.2キロメートルに位置しております。この周辺には、現在の唐院工業団地をはじめ、結崎工業団地、昭和工業団地、安堵工業団地などが集積する県内でも有数の産業拠点のエリアとなっております。

計画図でございます。図の赤線で囲んだ市街化調整区域を、今回、市街化区域に編入することを予定しております。北側には都市計画道路天理王寺線、東側には県道36号天理王寺線が整備されており、西側は一級河川の飛鳥川が流れております。対象地区東側には現行の都市計画法施行以前に整備された唐院工業団地、約10.3ヘクタール、対象区域西側には耕作地約16ヘクタールで、合計26.3ヘクタールとなっております。市街化区域と市街化調整区域との区域を変更する理由でございます。川西町唐院・保田地区につきましては、川西町が行う開発事業による既存工業団地の拡張整備が確実に見込まれることから、産業用地の供給を図るため、市街化調整区域から市街化区域へ編入を行うものでございます。

都市計画上の位置づけでございます。平成23年5月に策定しております奈良県都市計画区域マスタープランにおいて、大和都市計画区域全体の都市の将来像として、インターチェンジ周辺や幹線道路沿線、既存工業団地周辺等におきまして、地域の自立を図るため、周辺環境との調和等に配慮しつつ、主として工業系、物流系、商業系の土地利用を計画的に推進し、雇用の場の確保、高付加価値産業等の集積を図ると定められており

ます。また、平成29年3月策定の川西町第3次総合計画において、既存工業団地の維持を図るとともに、新たな活力の創出に向け、周辺の緑地環境や景観に配慮しながら、市街地エリアの拡大を視野に入れた産業系土地利用の推進や必要な基盤インフラ整備を進めるとともに、秩序ある拠点形成を進めると定められております。したがって、今回の市街化区域編入は、このような県の都市の将来像や町の総合計画に合致したものと考えております。

川西町唐院・保田地区は、平成23年5月に策定した奈良県都市計画区域マスタープランにおいて、将来の工業系の土地利用を計画的に推進するために保留されている工業フレームの一部を市街化区域に編入するものでございます。工業フレームとは、参考資料集3ページにありますとおり、奈良県都市計画区域マスタープランに定められた計画的な市街地整備の実施が明らかになった時点において、農林漁業との必要な調整を図った上で、随時に市街化区域に編入することができる、いわゆる工業系の市街化区域の上限枠のことです。

都市計画法に基づく法定手続についてでございます。平成30年10月1日に川西町から区域区分変更案の申し出があり、都市計画の原案を立案し、11月17日に地元説明会を開催いたしました。開催を予定しておりました公聴会につきましては、口述申出書の提出がなかったことから、開催はしておりません。後ほど概要についてご説明いたします。その後、都市計画の案を作成し、案の公告、縦覧を令和元年の9月3日から9月17日まで行いましたが、意見書の提出はございませんでした。市街化区域編入することについて、川西町に意見を求めたところ、10月23日に意見なしとの回答がございました。このような経緯を踏まえて、本日、審議会を開催させていただいているところでございます。今後は、国土交通大臣へ協議を行い、令和2年1月から2月ごろには市街化区域編入に係る都市計画を決定し、告示を行いたいと考えております。なお、国土交通大臣への協議を円滑に進めるため、その前段階として、既に事前協議を行っておりまして、近畿地方整備局からは、平成31年4月11日に市街化区域編入については異存がないとの回答をいただいております。

続きまして、都市計画法第16条に基づく地元説明会の概要でございます。説明会は平成30年11月17日に川西町唐院にございます川西町立ふれあいセンターで開催し、3名の方にご出席いただきました。説明会開催の周知は、川西町民を対象に各戸に川西町広報紙を配布し、あわせて県及び川西町のホームページ、掲示板での周知を行ってお

ります。説明会では、市街化編入の原案を説明させていただき、その後、質疑応答の機会を設けましたが、特に質問はございませんでした。

以上が議案についての説明となります。

それでは、参考として、土地利用計画図案と、奈良県と同時に川西町が都市計画決定いたします川西町の都市計画についてご紹介いたします。

ご覧いただいておりますのが土地利用計画図の案でございます。東側には、点線で示しております既存の唐院工業団地があります。現在、耕作地が広がっております西側を新たに開発し、工業用地、道路、緑地等を整備する計画となっております。北側にあります既存工場や住宅につきましては、環境に配慮して、その敷地の周辺に緩衝帯として緑地を設けております。また、治水対策として調整池を設ける計画となっております。

川西町が都市計画決定予定の用途地域・高度地区・地区計画についてご紹介いたします。県が行います市街化区域編入とあわせまして、川西町が用途地域・高度地区・地区計画に関する都市計画決定に向けて手続を進めております。

川西町の都市計画法に基づく法定手続についてご説明いたします。川西町の都市計画手続は、ごらんの右側のとおりでございます。市街化区域内には、用途地域は必ず都市計画で定めることとなっております。県の区域区分の都市計画の案の公告、縦覧の時期と合わせまして、用途地域・高度地区・地区計画の都市計画の公告、縦覧を行っております。先日、10月17日に川西町都市計画審議会が開催され、用途地域・高度地区・地区計画案について承認されたところでございます。

では、初めに用途地域についてご説明いたします。左側でございますが、現在は市街化調整区域でございますので、用途地域の指定はございません。右側は変更後でございます。当該地区全域を、工業の利便を増進するための用途地域である工業専用地域とし、建蔽率については60%、容積率については300%に指定されます。

用途地域の変更の理由でございますが、産業拠点として恵まれた立地特性を生かし、既存工業団地と一体となった、工業に特化した土地利用を図るため、工業の利便を増進する用途地域である工業専用地域を指定されます。また、町域が狭い川西町におきまして、恵まれた立地を最大限に生かし、限られた土地を有効に活用すべく、奈良県から示しております用途地域決定基準にのっとり、容積率は300%と定められます。

次に、高度地区の説明をいたします。高度地区とは、市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定める地区とされ

ており、奈良県におきましては、特に奈良盆地内における広域的な景観保全の観点からも、最高高さの規定が以前から広く運用されております。川西町においても、平成26年7月から全ての市街化区域内を対象に高度地区の指定をしております。この運用に関しましては、奈良県から示しております高度地区運用ガイドラインで、8種類の高度地区メニューと用途地域、容積率の関係から採用するメニューの考え方が記されております。青色が原則として採用する標準メニューでございまして、黄色が市町村が地域の実情を勘案して選択が可能な選択メニューとなっております。

これを前提といたしまして、今回の高度地区の変更につきましてご説明いたします。左側でございますが、現在は市街化調整区域でございますので、高度地区の指定はございません。右側は変更後でございます。当該地区全域を工業専用地域とすることにあわせまして、31メートル高度地区に指定されます。

高度地区の変更の理由でございます。土地の高度利用を誘導し、合理的な工業団地形成を図ることに加えて、既に高度利用が図られている既存工業団地の維持を図るため、31メートル高度地区の指定を考えております。

最後に、地区計画についてご説明いたします。地区計画とは、地区の特性に応じて建築物の用途、建蔽率、容積率、高さなどの制限をきめ細かく定めるものでございまして、地区レベルの都市計画とも言われております。川西町におきましては、これまで、結崎団地地区、結崎喰田池地区におきまして、制度を活用されてきたところでございます。こちらは、今回、地区計画を策定する地域でございます。今回の都市計画変更の区域の全域に地区計画を設定し、かつ、既存工業団地をB地区、それ以外の新たに市街地整備が進められるエリアをA地区として、それぞれの特性に応じた規定を設けると考えておられます。

地区計画の目標についてご説明いたします。当該地区は既存の唐院工業団地とその西側の新市街地であり、西名阪自動車の法隆寺インターチェンジ、大和まほろばスマートインターチェンジ及び京奈和自動車道の三宅インターチェンジに近接する、交通の利便性にすぐれた地区でございます。また、本地区は住居系市街地には隣接しておらず、県道天理王寺線、一級河川飛鳥川及び農地に囲まれた市街化調整区域に接しており、豊かな自然環境の中に立地しております。本計画は、これら恵まれた立地特性を生かし、既存工業団地の環境保全を図るとともに、周辺の河川、田園風景などの自然環境と調和した、環境配慮型の工業団地の形成を図ることを目標とされております。

次に、土地利用の方針でございます。まず、A地区につきましては、大和都市計画区域

の都市計画との整合を図りつつ、環境配慮型の工業団地として、周辺の自然景観と調和した良好な市街地を形成します。次に、B地区の土地利用の方針でございます。既に形成された工業団地地区として、既存企業が川西町にとどまり、継続的な事業発展を促す環境整備を図るとともに、隣接するA地区と一体的な工業団地として良好な市街地を形成します。

次に、建築物等に関する事項でございます。ここでは、建築物等の用途の制限について示しております。この地区内に建てることのできる建築物等については、さきに説明いたしました用途地域を住宅や店舗が建てられない工業専用地域とし、その上、地区計画に用途の制限を図ることで、工場については準工業地域において立地可能な危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場や、その他産業活動のために必要な建築物のみを建築できることとし、川西町の目標である環境配慮型の工業に特化した団地の形成を図っています。

次に、建築物の容積率の最高限度、建築物の壁面の位置の制限でございます。この項目につきましては、新たにまちづくりが進められるA地区のみを対象としております。周辺環境への配慮の観点から、容積率を200%に低減するとともに、壁面後退の規定を設けております。

次に、建築物等の高さの最高限度でございます。こちらもA地区のみを対象としておりまして、最高高さの規定を20メートルに設定しております。つまり、既存建築物が建ち並び、数十年間企業活動が行われているB地区につきましては、これまでの規制内容との整合に配慮し、一方で、新たなまちづくりが行われるA地区につきましては、周辺環境へ配慮した内容としているということでございます。

最後に、建築物等の形態または意匠の制限、垣またはさくの構造の制限の項目でございます。こちらにつきましては、A地区、B地区、共通の規定としております。建物の色、屋外広告物、道路境界線沿いの垣またはさくなどについて、環境に配慮する規定を設けています。

以上が参考としての川西町の都市計画の説明となります。

議案についてご了承いただきましたら、速やかに都市計画決定の告示の手続を進めさせていただきますと考えております。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

【塚口会長】 どうもありがとうございました。

議案の内容は以上のとおりでございます。本件につきまして、委員の皆様方からご意

見、ご質問がございましたら、発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。兒山委員、どうぞ。

【兒山委員】 兵庫県立大学の兒山です。

工業用地としての有用性ですとか、今後どういう対策をとっていくかということにつきまして、非常に詳細にご説明いただきまして、よくわかりました。それから、市街化区域に変えることによって、明確に変えるということですね。市街化調整区域のままで、ちょっとよくわからないまま工業化するということじゃなくて、明確に区分を変えるということも大変いいというふうに思います。

その上で、念のための確認のような話なんですけれども、後の公告の話になるんですけれども、土地利用の基本計画で、用途間、事業間での調整がこれまであまり行われてこなかったという話があったと思います。それに関連して、今回の区域を見ますと、耕作地として使われていて、非常に形ですとか、平坦であったり、農地としても結構いいところじゃないかという感じもするんですね。そういうところをあえて潰すというようなことにもなるわけなんですけれども、そういう点で、農業と工業との共存みたいな、あるいは競合、それを今回どういうふうに考えられて、こういう議案が出てきたということについて、ご説明いただければと思います。

【塚口会長】 どうぞ、お願いいたします。

【事務局】 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

農業との共存でございますけれども、もちろん地権者の方、県の農地部局とも十分調整をいたしまして、川西町ではこの位置しかないということが1点。それと、あと1点は、もちろん農業に、ここに工業団地ができますことによりまして、周辺農地に及ぼします影響、その対策につきましても、国の農政部局、近畿農政局でございますが、事前に協議をいたしまして、了解をいただいておりますのでございます。

以上でございます。

【塚口会長】 兒山委員、いかがでございましょうか。

【兒山委員】 はい、結構です。

【塚口会長】 よろしゅうございましょうか。ありがとうございました。

どうぞ。増井委員、どうぞ。

【増井委員】 農業関係の立場でちょっと一言。県で考えますと、担い手が大変高齢化しました。65歳から70歳ぐらいに平均年齢が上がってきておる。やっぱり担い手を

確保するためには、こういう工業団地を隣接してつくっていただいたら、農地がやっぱり残りますので、それをしっかりとやっぱり活用できるだけ、当たり前で、それをまずこなしただいて、こういう工業団地をつくっていただくことは、将来の奈良県に、地域を守っていく、地域の農地がなくなると大変ですので、守っていくためにも、こういう工業系のとペアでつくっていただくと一番ありがたいと。農地を守るという意味からも、担い手づくりの一端も、将来、工場を誘致できたときは必ず雇用というのが地域に起こってきます。今は、農業の後継者が東京へ皆行ったり、要するに、就職口がないから行くわけです。東京のほうが発展している。そういうことをできるだけ地域で食いとめなければ、農業を、やっぱり通勤して、大阪の人が、東京へ行った人が帰ってきて、していただけることはないわけです。その地域を守るために、まず雇用というものを考えていかないといけない。だから、農地を提供させていただく、そういう将来に望みのある提供の仕方、きょうのこの議案については私は賛成、私の立場では、こういうふうにしたら、農業を次に継続して残れるということの調整もやっていただいたというふうに理解していますので、賛成でございます。

以上です。

【塚口会長】 今のご発言はご意見という形で。

【増井委員】 質問じゃない。もちろん、逆に、こういうことをやっていただきたいというところでございます。

【塚口会長】 ありがとうございます。

他、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

【塚口会長】 ご発言もご意見も出尽くしたように思いますので、質疑を終了いたしまして、お諮り申し上げたいと思います。

特に反対というようなご発言もございませんでしたので、本議案を承認することにご異議ございませんでしょうか。こういうふうにお聞きしたいと思いますますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【塚口会長】 ありがとうございます。それでは、異議がございませんので、原案どおり承認ということにいたします。

審議事項はこれで終わりましたが、もう1件、報告事項がございますので、これは奈

奈良県都市計画区域マスタープランの改定についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、報告事項でございますが、奈良県都市計画区域マスタープランの改定についてでございます。

奈良県都市計画区域マスタープランの改定につきましては、前回、7月の都市計画審議会におきまして、令和2年2月または7月の都市計画審議会に付議させていただく旨をご報告させていただいておりましたが、時期を同じくしまして、都市計画法の上位法となります国土利用計画法に基づき制定されます奈良県土地利用基本計画も改定時期を迎えております。

2枚目のA3版の資料をお願いいたします。左上に国土に関する計画の体系と書いておりますが、中ほどに国土利用計画法の枠がございます。その枠の中に赤色太字で記載していますが、土地利用基本計画は各都道府県が策定する法定計画でございます。土地利用基本計画は、右側に示しております5つの地域、一番上でございます都市計画法における都市計画区域である都市地域、その下の農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域を包含するものでございます。都市地域におきましては、都市計画区域マスタープランが計画を実行する役割を担うわけでございますが、その他4地域につきましても、各地域が所管する法律に基づきまして、施策を具体的に実行する計画等を個別に作成し、ゾーニング等による個別の土地利用規制が行われております。

1ページ目をお願いいたします。中ほどに記載しておりますが、奈良県土地利用基本計画は、この5地域の土地利用を調整する役割を担う計画でございますが、実質的には抽象的な方針にとどまり、各地域の総合調整が図れていないという実態がございますので、5地域の調整機能を果たす実効性のある計画にするための議論を各関係部局と始めているところでございます。この上位計画となる奈良県土地利用基本計画が、5地域の計画を総合的かつ一体的に機能する計画として策定する方針となりましたので、都市計画区域マスタープランの改定につきましては、奈良県土地利用基本計画と調整を図りながら、改定案を策定してまいりたいと考えております。

都市計画区域マスタープランのスケジュールでございますが、1枚目のA4ペーパーの下のほうに記載させていただいております。現行の都市計画区域マスタープランが令和3年5月で策定後10年を迎えることとなりますので、令和2年度中の都市計画審議会に付議させていただけるよう、土地利用基本計画と調整を図った上で策定してまいり

たいと考えております。

以上で奈良県都市計画区域マスタープランの改定について報告を終わらせていただきます。

【塚口会長】 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。

どうぞ。中村委員、お願いします。

【中村委員】 中村です。

実効性のある計画って、具体的に、どの点を目指して実効性のある計画をこれから審議、計画していこうと思っておられるんですか。もう少しわかるような形で、奈良県が今、人口減少で、山が、森林が8割、都市が非常に少ないと、そこで農地があるわけです。だから、奈良県の特特殊性というか、そういうものを含めて、実効性のある計画とは、何が実効性があるのか、どこら辺を目指してやっていこうとしておられるか。ちょっと検討の段階に入っておると思うんですけども、そこら辺の議論はどうなんですか。

【塚口会長】 事務局、お答えをお願いいたします。

【事務局】 現在の状況でございますけども、現在は、具体的にどのような課題が県で生じておるかということ、各部局と意見交換しながら、課題を抽出しておる段階でございます。今後、論点を整理した上で、また方向性を、課題に対してどのような方向で計画をつくっていくかということは、また今後検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

【塚口会長】 どうぞ。

【中村委員】 わかるんですけどね。今までから、例えば都市の発展に伴って農用地が、例えば都市の、市街化しておる地域に農用地が張りついておったり、今はもう、長年の課題なんですね。それと、当然、市街化区域が増えるところと調整区域を守らなければいけない、そこら辺の、今の話を聞いとると、これ、何十年やっとするけども、奈良県の今の都市の発展の段階をどのように捉えて、今後どういうところを向いてマスタープランを計画する、もっと具体的にやっていかないと、いつも中途半端で終わるんじゃないかというのは偽らざるところなんです。そこら辺を踏まえて、きちっと方向性を見出して、実効性のある計画にしてほしいなということ意見を提案しておきますので、しっかり考えていただきたいと思います。

以上です。

【塚口会長】 ありがとうございます。本質をついたご意見をいただきました。事務局でも、そういうご意見を踏まえて、今後努力されると思うんですけども、いま一言、何かございますでしょうか。承りましたということで、よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

【塚口会長】 それでよろしいですか。ありがとうございます。おっしゃることはほんとう正論ですね。そういうふうにしないと、こういう計画を、せっかく時間をかけて、皆さん集まっていたらつくるという意味がございませんので、十分事務局においても心して、そういう方向に持って行っていただけるものと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

ほか、いかがでございましょうか。今おっしゃったことが、結局この報告事項の肝でございますね。これで皆さん頑張っていたらというふうにご理解いただきまして、この報告案件につきまして、もしほかにご意見がないようでございましたら、終了させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【塚口会長】 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、議案の審議及び事務局からの報告を終了いたします。皆様には、円滑な議事の進行にご協力いただきありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。よろしく願いいたします。

【事務局】 塚口会長、どうもありがとうございました。そして、出席の委員の皆様、熱心なご審議どうもありがとうございました。

次回の審議会開催時期についてでございますが、今のところは未定ですけども、開催時期が決まりましたら、またお知らせをさせていただきますので、皆様には何かとご面倒をおかけすることになりますが、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、以上をもちまして第165回奈良県都市計画審議会を閉会いたします。

皆様、どうもありがとうございました。